

1 事業名

移住起業支援事業コーディネーター業務委託契約

2 目的

佐賀県においては、人口減少や少子高齢化等の影響により、マーケットの縮小や店舗の担い手の減少が進んでおり、地域商業の衰退が危惧される一方、事業者を個別に見ていくと、Uターンを含む県外からの移住起業者が、これまで県内にはなかったような魅力ある店舗を出店し、多くの消費者からの支持を集め人気店となっているケースが各市町で散見される。それらの店舗は、県内外から人を呼び込むことで、自店のみならず周辺店舗への回遊効果をもたらし、地域商業の活性化に寄与している。

本事業は、この新たな地域商業活性化の流れに着目し、県内に移住起業者を戦略的に増やしていくことで新たな人流を創出し、県内各地の地域商業を活性化させることを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

県外居住者に佐賀県での移住起業について興味を抱かせ、興味を持った移住起業希望者に対して佐賀県内でビジネスを展開するにあたってのアドバイスを行い、佐賀県への移住起業を円滑に進めるための後押しをする。また、それらの活動が広く効果的に行われるよう、移住起業を支援するためのネットワークを形成、運営する。

<委託内容>

- ① 移住起業支援ネットワークの形成・運営
- ② 移住起業サポーター及び移住起業者に関する情報発信及び広報活動
- ③ 移住起業希望者に対する佐賀の地域ビジネス特性に関するアドバイス
- ④ 移住起業に特化したイベントの企画・運営

(2) 業務内容の詳細

- ① 移住起業支援ネットワークの形成・運営

ア 移住起業支援ネットワークの形成

(ア) 移住起業サポーターの配置(選出)

- 県内各地の地域ビジネス特性に精通した移住起業サポーターを10名程度配置し、

移住起業支援ネットワークを形成すること。

- ・ 移住起業サポーターの選出にあたっては、事前に県に了承を得ること。また、各者と協定を締結すること。
- ・ 移住起業サポーターに対しては、活動に協力する謝礼として、一人あたり年間最大 10 万円を支払うことができる。

(イ) 選出した移住起業サポーターとの協定書締結時期

- ・ 令和6年(2024年)4月末日まで

イ 移住起業支援ネットワークの運営

(ア) 移住起業支援ネットワークの運営方針

- ・ ネットワークの円滑な運営のため、同ネットワークの運営方針を策定すること。

(イ) 移住起業サポーターとの情報共有会の開催

- ・ 本事業における移住起業支援活動の有効性を高めるために、年6回以上、移住起業サポーターとの情報共有会を開催すること。

ウ 関連する機関との連携

(ア) 関連機関との連携体制の構築

- 下記の機関と連携し、移住起業希望者の獲得活動及び支援活動を円滑に行うための体制を構築すること。
 - ・ 佐賀県移住支援室
 - ・ 佐賀よろず支援拠点
 - ・ 佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター

(イ) その他機関等の紹介

- ・ 移住起業支援活動を行う上で補完的な役割を担う下記の者又は機関と関係を構築し、必要に応じて移住起業希望者との橋渡しを行うこと。
 - ・ 各金融機関 等

② 移住起業サポーター及び移住起業者に関する情報発信及び広報活動

ア 記事及び動画等の作成

- 移住起業サポーターや移住起業者に取材を行い、記事又は動画等を作成すること。
想定されるテーマは下記のとおり。

- ・ 佐賀における移住起業の魅力
- ・ 佐賀県の移住起業支援体制の紹介
- ・ 各移住起業サポーターの魅力
- ・ 佐賀におけるビジネスの特徴
- ・ 移住起業者の移住起業実現ストーリー
- ・ イベント等の告知及び実施報告
- ・ 移住起業支援事業の進捗報告

イ 情報発信回数及び頻度

- 記事による情報発信回数は年6回以上とし、頻度は2カ月に1度程度とすること。
- 動画等による情報発信回数は年4回以上とすること。

ウ 情報発信時期

- 記事の発信時期
 - ・ 第1回目
令和6年(2024年)5月末日まで
 - ・ 第2回目以降
適時
- 動画等の発信時期
適時

エ 記事及び動画等の目的

- 県外居住者に「起業するなら佐賀」というイメージを与える。
- 移住や起業に漠然とした憧れを抱く潜在的移住起業希望者に、佐賀における起業について具体的にイメージさせる。
- 移住起業希望者に、実際に移住及び起業の第一歩を踏み出すとっかかりを与える。

オ 情報発信の方法

- 事前に県と協議して決定したメディアにおいて、作成した記事及び動画等を掲載する。

カ 広報活動

- 前述した情報発信の内容に留まらず、本事業の幅広い周知と移住起業希望者の参加促進のため、適時適切なタイミングで、各メディア及び SNS 等を利用し、積極的に広報活動を行うこと。

当該活動において、想定される制作物は下記のとおり。

- ・ 佐賀県移住起業サポートネットワークのポスター制作

- ・ イベント等に関するチラシ作成
- ・ 各種制作物及びイベント等を PR するためのショート動画やバナー等の制作

③ 移住起業希望者に対する佐賀の地域ビジネス特性に関するアドバイス

ア 移住起業希望者との面談又はヒアリング

(ア) 情報収集内容

- ・ 移住起業希望者に対しては、対面又はオンラインによる面談、若しくは電話やメール等でのヒアリングを行い、アドバイスのための事前情報を収集する。

(イ) 収集した情報に適した関係者の紹介

- 上記(ア)で収集した情報を基に、当該移住起業希望者のサポートに適した移住起業サポーターを選定し、紹介する。なお、必要に応じて、一人の移住起業希望者に対し、複数の移住起業サポーターを紹介することも可能とする。
- 必要に応じて、移住起業希望者に対し佐賀県よろず支援拠点や関係機関を紹介すること。

イ 移住起業支援ネットワークで行うアドバイス内容

(ア) 地域ビジネス特性に関するアドバイス

- ・ 移住起業サポーターは、移住起業希望者からの下記に関する相談に対し、その知識と経験を基にアドバイスを行う。
 - ・ 出店地域
 - ・ 佐賀で成功(失敗)する事業の種類
 - ・ 佐賀におけるビジネスにおいて検討すべき課題
 - ・ その他県内各地の地域ビジネス特性に関する相談

(イ) 本事業の対象外となるアドバイス

- ・ 下記の相談については本事業の対象外とし、移住起業サポーターではなく、外部機関等を紹介すること。
 - ・ ビジネスの基礎的な相談(事業計画の策定方法、財務諸表の作成方法等)
 - ・ 専門的な相談(法務、税務的な問題)
 - ・ 金銭支援に関する相談

ウ 免責事項合意の徹底

(ア) 移住起業希望者からの承諾書の入手

- ・ 地域ビジネス特性についてのアドバイスを行う前に、移住起業希望者から、下記の事項について必ず承諾書を入手すること。
 - ・ 本事業は、移住起業希望者の移住及び起業の実現を保証するものではないこと。
 - ・ 移住起業希望者が佐賀での移住又は起業及びその準備を行うにあたり、自身に金銭的損失及び不利益が発生したとしても、佐賀県、移住起業支援コーディネーター及び移住起業サポーターは移住起業希望者に対し何ら責を負わないこと。

(イ) 移住起業サポーターとの協定書の締結

- ・ 下記の事項については、移住起業サポーターと締結する協定書に明記すること。
 - ・ ③イ(イ)で対象外とされたアドバイスを行わない旨。

エ 移住起業サポーターの支援状況の把握と関係者調整

(ア) 移住起業サポーターの支援状況の把握

- ・ 移住起業希望者を紹介した移住起業サポーターについては、適時その支援状況について把握するためのヒアリング等を行う。
- ・ 場合によっては、移住起業希望者にもヒアリングを行い、支援が円滑に進んでいるか確認する。

(イ) 関係者調整

- ・ 上記(ア)で支援の状況が芳しくないことを把握した場合には、他の移住起業サポーターの紹介や関係機関への紹介など、次善策を検討する。

④ 移住起業に特化したイベントの企画・運営

(ア) 移住起業イベントの企画

- ・ 移住起業にフォーカスしたイベントを年に3回以上開催する。
- ・ 移住起業希望者の獲得に効果的な移住支援イベントの中で実施するよう努め、対面方式に加え、オンライン方式も活用する。
- ・ 必要に応じ、移住起業サポーターの同行又はオンラインでの参加を検討する。

(イ) 移住起業イベントの運営

- ・ イベント当日の進行・運営については、受託者が責任をもってこれを行う。
- ・ 県が支払う委託費の範囲内において、同行又は参加した移住起業サポーターに、必要経費(交通費や宿泊費等)を支払うことを妨げない。

4 事業実績の報告

- ・ 活動実績、事業の効果その他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。
- ・ 報告には以下に関する分析・報告等を含むこと。
 - ・ チャンネル別問い合わせ件数
 - ・ 移住起業希望者の属性分析
 - ・ 移住起業希望者の移住起業達成件数(地域別、業種別)
 - ・ 移住起業サポーター活動総括(移住起業サポーター別支援件数含む)
 - ・ 次年度に向けた提案
- ・ 事業実績の報告期限は令和7年(2025年)3月31日までとする。
- ・ その他、事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。

5 委託契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

6 委託上限額

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の5分の4の額を限度として前金払いを可能とする。

8 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む)は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。